

## 平成 27 年度第 4 回消費生活審議会会議録

開催日時：平成 27 年 12 月 1 日（火）午後 5 時 30 分～7 時

開催場所：本庁舎 6 階第 2 会議室

出席委員：渡辺達徳会長、鎌田健司副会長、市川達也委員、大西二郎委員、  
加藤房子委員、亀田治委員、庄司弘美委員、高山真里子委員

市民局：寺田市民局長、小林市民協働推進部長、消費生活センター吉田所長、高橋  
主幹兼消費生活係長、熊谷相談啓発係長、笠原主任

### 議題（１）会長・副会長の選出について

（センター）暫定で進行を務めさせていただきます。よろしくお願ひします。仙台市消費生活条例施行規則第 28 条第 1 項の規定に基づき、会長及び副会長は委員の互選により定めなければなりません。いかがいたしましょうか。

（亀田委員）会長に、東北大学の渡辺先生を会長に推薦したいと思います。

（センター）ただいま亀田委員から、「会長に渡辺委員」というご意見がありました。いかがでしょうか。

（異議なしの声）

（センター）それでは、会長を渡辺委員にお願いすることに決定いたしました。次に、副会長ですが、いかがでしょうか。

（渡辺会長）前期に引き続き、鎌田委員にお願いできますでしょうか。

（センター）副会長に鎌田委員というご意見がありました。いかがでしょうか。

（異議なしの声）

（センター）それでは副会長は鎌田委員に決定いたしました。それでは、これをもちまして会長・副会長の選出は終了とし、司会にお返しします。

（司会）それでは渡辺会長、鎌田副会長に一言ずつご挨拶をいただきます。

（渡辺会長）また会長を仰せつかりました。どうぞよろしくお願ひいたします。基本計画の中間案ができているという重要な段階で、今後それを仕上げていくということと、来年度からはその計画が具体的に動き始めるという大切な時期に当たります。先ほどご紹介いただいたとおり、消費者問題はさまざまな形で多様化・複雑化していますので、委員の皆様のお知恵をお借りしながら、有意義な審議会の運営を心がけていきたいと思ひますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

（鎌田副会長）前期に引き続き副会長に選出いただきました。前の 2 年間は消費生活基本計画の策定ということでやってまいりまして、お陰様で非常に良い計画ができ、意見募集の結果を見ても市民の方の期待が大きいと感じております。これからの 2 年間は、もちろんまだこれで決定ではなく計画を作り上げるということもありますが、この計画に基づいて実行していく段階になり、重要な 2 年間になるかと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

## 議題（２）会議及び会議録の公開の取扱いについて

（渡辺会長） それでは、議題(2)「会議及び会議録の公開について」、センターからご説明をお願いいたします。

（センター） 会議の公開につきましては、仙台市附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱の規定によりまして、公開・非公開を審議会で決定することになっております。また、仙台市情報公開条例第7条各号に掲げる情報を扱う場合、その他非公開とすることに相当の理由がある場合のみ非公開となりますが、本日は、それには該当しませんので、原則公開となります。なお、会議終了後に会議録を作成いたしまして、市政情報センター及びホームページにおいて閲覧に供しますことを申し添えます。

（渡辺会長） それでは、本日の審議会は公開とすることよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

それでは、本日の審議会は公開といたします。

## 議題（３）会議録署名委員について

（渡辺会長） 続きまして、議題(3)「会議録署名委員について」、センターよりご説明をお願いいたします。

（センター） 会議録の署名につきましては、会議録署名委員制度等を採用することとなっております。会長のほか本日ご出席の委員の皆様の中から会議録署名委員1名を決めていただくものでございます。

（渡辺会長） では、本日の出席委員の中から署名委員を決めるということです。どなたかいらっしゃいますでしょうか。いらっしゃらないようでしたら、慣例で名簿順とすることになっておりましたので、よろしければ、市川委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは本日は市川委員にお願いします。

## 議題（４）「仙台市消費者行政の概要」について

（渡辺会長） それでは、議題（４）「仙台市消費者行政の概要」について、消費生活センターよりご説明をお願いします。

（センター） それでは、本市の消費者行政の概要についてご説明させていただきます。お手元にお配りしているピンク色の表紙の「仙台市消費者行政の概要」をご覧ください。こちらの1頁から3頁に、本市の消費者行政を担当している消費生活センターの組織や業務内容などについて説明しております。センターが所管する業務は、現行の消費生活基本計画で重要課題として掲げている、5つの体系に分けられますが、1つ目が「消費者行政の企画・調整」となっておりまして、消費生活条例の管理、消費生活基本計画の策定及び進捗管理、消費生活審議会の運営、国や他の自治体、関係機関との連絡調整などがございます。2つ目が「安全・安心な消費生活基盤の確保」でございます。生活関連商品の価格調査、商品の安定供給に関する事業。また、消費者が商品を選択するときの判断基準

となる表示に関する調査や指導などの、商品の適正な表示の推進や、電気メーター・ガスメーターなどの検定有効期間の確認、スーパーなどに出向き、販売されている食品の量目が正しく表示されているかどうかを検査する立入検査など、適正な計量の確保などがございます。3つ目が「消費者被害の救済と防止」でございます。資格を持っている専門の消費生活相談員による相談窓口を設置し、消費者から、商品の購入やサービスの契約などに関する消費者トラブルの相談を受け、解決に向けた事業者との斡旋などの支援を行っております。また、消費者被害防止のために、国や県、警察などの行政機関を始め、弁護士会や司法書士会、民生委員や地域包括支援センター、市民団体・事業者団体など、さまざまな関係機関等との連携・協力関係の構築にも努めているところでございます。4つ目が「消費者教育・啓発の推進」でございます。国においては、平成24年に「消費者教育の推進に関する法律」が施行され、消費者教育の推進を重点項目に掲げましたが、本市では、昭和50年代の早い時期から、消費者教育・啓発を施策の柱の一つとして取り組んでまいりました。消費者が主体的に、公正で持続可能な社会の形成に積極的に参加する「消費者市民社会」を実現するために、学校現場と連携し、児童・生徒の発達段階に合わせた教材の開発や出前授業などの消費者教育を実施する他、生涯における、それぞれのライフステージに合わせた消費者教育・啓発を行っております。そして5つ目が「環境に配慮した消費行動の推進」でございます。私たち消費者を取り巻く環境は、高度情報化の進展や取引のグローバル化などによりめまぐるしく変化しておりまして、消費者トラブルも多様化し、より複雑化・深刻化しております。安全・安心で持続可能な暮らしを実現するためには、法制度の強化や整備だけでは対応が難しくなっておりますことから、消費者自身が被害を回避したり、被害にあったときには相談するなど、適切に対応する力「消費者力」を身に付ける必要がありますので、消費者教育・啓発には、特に力を注いでおります。また、高齢化の進展などにより、自立が困難な消費者に対する見守りと支援もますます重要となっておりますことから、関係機関などとの連携強化にも努めているところでございます。これらの具体的な取り組み内容につきましては、後ほど、この概要をご高覧いただければと存じますが、ここでは、消費者相談の現状について、少し説明させていただきます。恐れ入りますが、12頁をお開きください。消費生活相談件数の年度推移を《表4》にお示ししております。平成24年度に6,885件だったものが、26年度には8,339件となっており、震災直後には大幅に減少したものが、近年は増加傾向に転じております。今年度は、11月末までに5,623件となっておりまして、前年度と同じようなペースで推移しております。また、どの様な方からどの様な相談が寄せられているかにつきましては、12頁から23頁で説明しておりますが、今年度も含めて、携帯電話やパソコンなどのインターネットを利用した

サイトからの不当請求、架空請求などのデジタルコンテンツに関する相談が、全ての年代の方から多く寄せられている状況で、毎日のように相談があります。また、70歳以上の高齢者からの相談が増えておまして、相談の内容としては、23頁に詳しく説明しておりますが、株やファンド型投資商品などの金融関連の悪質な「劇場型勧誘」に関する相談が多くなっております。つぎに、今期の消費生活審議会でご審議いただく内容について、ご説明させていただきます。まず、この審議会は、市民の消費生活の安定と向上に関する事項を調査審議するために、「仙台市消費生活条例」に基づき設置された附属機関でございます。平成26年度からは、「消費者教育の推進に関する法律」で設置に努めることとされている「消費者教育推進地域協議会」の役割も合わせて担っていただいております。また、条例に基づき市長から付託された紛争の調停を行うための「被害救済部会」を設置してございますが、現在は付託する案件がないので休会中となっております。審議会の開催状況は、年に2回程度となっておりますが、消費生活基本計画の策定年度には4回から5回程度となっております。計画の進捗状況、消費者被害の未然防止、消費者教育の推進に係る行政や各主体の役割といったテーマについて議論、ご提言をいただいております。平成29年10月末までの任期でお願いしている今期につきましては、現在、策定作業を進めている次期計画に関するご意見や、事業展開に関するご提言などを頂戴する予定となっております。次期計画では、市民協働により「消費者が安全に安心して暮らせる社会」を目指すとともに、「消費者市民社会」というこれまであまり馴染みのない言葉・概念を市民に浸透させていく、なかなか難しい課題もありますので、委員の皆様方には、何かとご指導を仰ぐ機会も多くなると考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

(渡辺会長) ただいま、センターから説明がありました。それでは、今のご説明に対し、何か質問はございませんでしょうか。  
ないようでしたら次の議題にまいりたいと思います。

## 議題(5) 活動紹介及び消費者問題への提言

(渡辺会長) それでは議題(5)に参りたいと思います。今回は新しい委員による第1回目の会議ということで、4名の方が新しく就任されておりますので、自己紹介を兼ねて、皆様の日頃の活動紹介や、消費生活問題に対して考えていることや提言などがありましたら、お話しいただきたいと思います。消費生活問題は私たちの日常生活・経済活動のほとんどの部分をカバーする問題であると考えますので、お話しいただく内容は、例えば「消費者被害の防止」ですとか「消費者教育」「消費生活をめぐる社会の課題」「消費者行政のあり方」など、どのような観点からお話しいただいても結構だと思います。せっかくの機会ですので、顔合わせも含めてと言うことで、忌憚のないさまざまなご意見を頂戴できればと思います。おひ

とり3分程度を目途としてお願いします。

(市川委員) 仙台市地域包括支援センター連絡協議会の役員をしております市川と申します。初めに、地域包括支援センターについて簡単にご説明させていただきます。地域包括支援センターは、高齢者の方が住み慣れた地域で、安心して生活を続けられるように、介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から支援を行う、地域の高齢者の相談窓口としまして、平成18年4月に全区に設置されました。仙台市の場合は、全て市の直営ではなく委託になっており、社会福祉法人、医療法人等が運営を受託しまして、今年現在、市内に50か所、主に中学校区に設置されています。主な業務内容については、高齢者の方が元気で過ごせるように介護予防の相談を始め、介護予防のサービス利用の調整ですとか、保健、医療、福祉全般の総合相談を受けております。今回の審議会にも関連する権利擁護の活動というものも行っております。職員は、保健師、看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員といわれる保健福祉専門の職員が各センターに配置されております。市内50センターが会員となり組織されているのが私が所属しております地域包括支援センター連絡協議会となっております。協議会では、各センターのネットワークを形成し、センターが今後取り組むべき課題の共有ですとか、情報交換、職員の資質向上のための研修等を行っており、介護保険の円滑な運営や地域福祉の向上のために活動しております。消費者問題への提言ということにつきましては、権利擁護業務として、主に高齢者の消費者被害防止に向けた取組も支援センターの方では行っており、各センターで地域の高齢者、町内会や社会福祉協議会を単位として、消費者被害防止のための講話やを使った啓発や注意喚起を行っております。最近の傾向として、特殊詐欺や悪質商法が多様化しており、被害に遭う高齢者が増加傾向にあるのということをニュースでも皆様ご存知のことと思いますが、地域における消費者被害に関する情報をいち早くキャッチしまして、高齢者、ご家族、地域の高齢者を見守る民生委員の方ですとか、介護サービスを利用されている方に関しては、ケアマネージャー等に最新の情報をいち早く提供し、被害が拡大しないように取り組んでいるということが最近の、私たちが活動している中で感じていることです。

(大西委員) 一般公募で応募しました大西でございます。消費生活基本計画を策定する年度ということでございまして、私自身の経験とネットワークを生かしていきたいと考えております。企業勤めでまだ現役ではありますが、培ってきたネットワークなどを、今度は社会に還元する年代になってきたということで応募いたしました。まずどのようなことを行なってきたかについてご説明するために、資料を持ってまいりました。私自身、アイリスオーヤマという会社で品質管理と消費者対応の仕事に約20年間携わってまいりました。私が入社した1990年からこれまでの間に、取り扱い商品がどんどん変わってきているということを知

っていただきたいということでこの資料をお持ちしました。私自身は技術職でございまして、プラスチックから電気関係に推移し、LED 照明はどちらかという私の得意分野です。今はお餅やお米などの食品にも取り組んでおり、私どもの角田工場でもつい先日お餅工場が稼働したところでございます。私自身、以前農業関係の企業におりましたので、お米に関しては得意分野でしたので、私の得意分野に会社の業態が変わってきているということで、運命的なものを感じております。消費者対応をしているなかで、また、製品を作っているなかで、いくら安全なものを作っても、消費者の方とのコミュニケーションがうまく図れない。また、社内においてはお客様の声を製品に反映させていくときに、開発者に的確に論理的に伝えていくこともなかなか難しい面がございます。そういった面に取り組んでいくために、私が所属しております消費者関連専門家会議（ACAP）があります。どのような団体かといいますと、企業の消費者対応部門の責任者クラスが約 800～900 名加入しており、消費者の方と企業と行政が一体になって、よりよい世の中を作っていくことを目的とした団体でございます。その中で私がリーダーとして取り組んだのが、安全・安心プロジェクトです。具体的には子どもの安全をキーワードに取り組み、作成したのがこの抜粋版の冊子となります。私自身が委員に応募しましたのは、企業の中で幅広く製品の品質管理に携わっている立場と、消費者対応をしてきた立場から、基本計画策定の中で関わっていきたく考えたからでございます。

（加藤委員）私が所属しております宮城県生活協同組合連合会生協連では、消費者力アップということで、ホームページ等でもコーナーを設けて情報提供をしておりますが、宮城県生協連がみやぎ生協とも一緒に事務局を担っておりますが、宮城県内の市民団体・消費者団体・法人など 7 団体で構成している「消費者行政の充実強化をすすめる懇談会みやぎ」の取り組みについて紹介します。それぞれ食品の安全や消費者行政について取り組みを行っています。その中で主に 2015 年になってから学習会等を行いましたので、その報告を資料に載せております。消費者教育推進法ができ、消費者市民社会という言葉が登場し、より消費者に、自ら選択する力をつけなくてはならないようになってきましたので、まずは個人情報との関係で難しい局面があります。さきほどの相談件数でも、デジタルコンテンツのインターネットにかかわる被害も年々、年代を問わず増加しているということで、「あなたの情報は狙われている」ということで、インターネットを使ったさまざまなトラブルの相談を受けている原田由里さんという方をお呼びして学習会を企画し、事務局の想像を超えた参加者がありました。主催者側としては小中学生の保護者の方が多く集まるのではないかと考えていたところ、60 代、70 代の方々に多く集まっていたら、スマホを持ったけれど使いこなせずトラブルに遭うのではないかと、という方が多いようで、これから多くの方にそのようなこと

をお知らせしていかなければならないということを実感しました。(3)は夏に行ったもので、宮城県と仙台市が基本計画や消費者教育に関わる計画を策定していますので、より多くの方々に「消費者市民社会」を作ることや、皆さんの声を行政に届けることがいかに大切かということをおわかっていただきたいと思ひまして、仙台市の消費生活審議会の鎌田副会長と亀田委員にご参加いただき、シンポジウムを開催いたしました。市民団体として、消費者市民社会を広めようという活動をしている阿南さんをお呼びして簡単にお話をいただいたあと、4人の方々にそれぞれの立場から消費者の行動がいかに大事かということをお考へいただき、多くの方にパブコメをだしていただくよう働きかけを行いました。活動としてはこのようなことを行っておりますが、2番以降からは、「消費者行政の充実強化をすすめる懇談会みやぎ」で消費者行政に携わっている者としては、消費者問題への提言というとおこがましいのですが、消費者市民社会という言葉自体がなかなか知られていないため、まずは、なぜこのような言葉が出てきたのかということをお重点的に知らせていかなければならないということ、また(2)では、「消費者市民社会」を実現するためには消費者の行動が重要になってくるということをお計画として推進していかなければならないということ、⑤の「インターネット関連のトラブルが急増している」ということなどは特に、自分自身が自己防衛できるような知識を身に付けないと大変なことになっていくと思ひます。消費者力をつけていただけるような啓発や広報に力を入れていく必要があると思ひます。⑥はエネルギー関係でもTPPでもそうですが、電力自由化や、ガス自由化など、消費者が見極める力がないと事業者の言いなりに陥りかねませんし、TPPでも、安い外国からの輸入品に飛びつくのではなく、国産のものを守っていかなければならない、といったように、消費者の選択に委ねられる部分がこれから大きくなるということをお踏まえていかなければならないと思ひます。基本計画策定に当たってもこれまで意見を出してきましたが、行政だけでは広がらないと思ひますので、多くの、いろいろな団体と連携を取りながら協力していくということ、それから教育現場で、教師と生徒という関係だけでなく、民間の力を入れたり、地域や町内会の方々の力を借りるなどの方向をお考へしていくといいのかと思ひました。最後に「行政に期待すること」として、これまでも述べてきたとおり、啓発や連携に行政が支援をしていただければと思ひます。最後に、原田由里さんの講座が好評で、インターネットの講座は参加者からも要望がありましたので、また2月に開催することをお知らせします。宮城県・仙台市からも後援をいただき、この場をお借りし御礼申し上げます。

(亀田委員) 役職としては仙台商工会議所議員となっております。商工会議所は商工会議所法に基づいて設置されている総合経済団体ですが、旧宮城町、泉地区を除く仙台をエリアにして、約9,000社、個人と企業が加盟してい

る団体です。その中で選ばれている議員ということになります。会頭は鎌田宏会頭です。私の属性としては、1861年から150余年仙台で仙台味噌醤油の醸造を行っております。今抱えている課題としては、表示が変わったことにどう対応していくかということです。これまで味噌に関しては個別の品質表示基準がありました。一般品評に変わりました。JAS法と食品衛生法など3つの法律が関係していましたが、統一された基準になるということで、対応していかなければなりません。TPPがらみでも基準が変わってくると考えられ、コーデックスといった世界的基準に合わせていかなければならなくなります。特にJASに関しましては、製造・品質に関してHACCPに準じるような形になり、文書保存やトレーサビリティが厳格に行われるようになりまして、旧来の、おじいちゃん、おばあちゃんで行っているような醸造元には難しくなっています。伝統食品ではありますが、現代の形態に変わりつつあると思っています。よく、世の中では、消費者VS事業者という形になっていますが、今、県内では42社、稼働しているのは41社ありますが、大体が中小、零細と呼ぶにもおこがましいくらい、一人二人で行っているようなところまで含めまして事業者であり、ほぼ、事業者イコール消費者といった形になっているところが殆どです。味噌に関しては信州の一工場では年産2万トンなのに対し、宮城県では8,000トンを超えるくらいですので、宮城県の二つ、三つ分が信州の工場一つ分となり、同じ事業者ではありますが形態も千差万別です。そういう中で、中小の企業はどのように歩いていくかということ、やはり消費者、買ってくれるお客様と一緒に歩いていかないと生き残れないという状態になっています。地域密着という形で事業を行っていくというのが、宮城県の業者の状態ですので、VSでなくCOというか、コラボしながら、お客さんと共に色々なことを考えていかなければならないというのが現状だと思います。先日、仙台市消費生活センターの講座で直接消費者の皆さんとお話をする機会をいただきました。また、先週は小学校さんの方に伺い、授業を2コマ実施してまいりました。お子さんだけではなく、その後先生方ともお話すると、味噌というのはこういうふうに行っている、どのような商品規格になっている、どういうふうを選択していけば正しい選択ができるかなど、お話をすると、有意義に意見交換をすることができます。小学校3年生が大豆を学ぶので、その中でお話をさせていただいております。先生とも、仕込み実習などを社会学級の方などに行ったら面白いね、といったお話をしました。そのように消費者の方と対話をしながら業をしていくというのが今の状態です。そのような視点で消費生活に関するいろいろな考えていきたいと思っています。

(庄司委員) 仙台市社会学級研究会会長をしております庄司です。今回この委員をお引き受けするにあたりまして、説明に来ていただいた時にチラシをいただきました。また、亀田委員さんのセミナーの方を聞かせていただきました。



消費生活センターの冊子ですとか、セミナーも、社会学級の単位学級の方でそれぞれに利用させていただくなど、学習の場を広げる一つとして利用させていただいています。私が所属する研究会は、仙台市立小学校区と鶴谷支援学校も含め、124の単位学級がありますが、それぞれの委員長もしくは代表が研究会でより良い運営に役立つような勉強であったり、いろいろな角度から今話題になっていることを問題に掲げたりなど、生涯学習として学び続けること、楽しく学ぶことをモットーにして学習をしております。私は、ここに所属して、初めは近隣市民センターなどを介して2、3の学級さんの方しかお知り合いがなかったのですが、代表となると、区ブロックの三十幾つの学級の方とお知り合いになれ、さらに研究会に入ると百二十幾つの学級の方と知り合いになれ、顔がつながっていくことが一番素晴らしいと常々感じています。震災があり大変な時期も、気が付くとそういったつながりから情報をいただき、それがつながっていき、人のつながりが生きていく上で大切なことではないかということを感じています。今回委員になり、皆さんにもいろいろ教えていただきたいと思いますが、個人的に今気になっているのはマイナンバーのことですとか、震災以来原発が止まっているのに深夜電力がまだ安かったりとか、こういう世の中なのにオール電化のセールスの電話がかかってくるんですとか、また家には高齢者がおりますので、夜に食卓を囲んで喋ると、引っかからないからまだいいのですが、インターネットや、オレオレ詐欺的な電話や、マイナンバーなどのような話をよく聞きます。ああ私がいなくてこういうことがあったのだ、話をしてみないとわからないものだと思うところがあります。消費生活は幅が広すぎて、その中の一部だけとっても延々話ができるくらい多くの内容が盛り込んである中で、広く浅くではなく一つ一つが大切なことであり、委員を受けて、勉強していかなければなかなければと感じている部分と、また、社会学級は発信していく場でもあるので、ここで得た何かを発信していけたらと思いますので、皆様からも情報をいただけたらと思います。

(高山委員) 私は若林区の荒井というところで農業をしております。最初は会社員として働きまして、その後戻ってきて、今は津波があった所で農業をして10年になります。ほかに、惣菜業、飲食店業、菓子製造、そのほか野菜を使った加工食品などさまざまなものの販売を行っています。国の方の農業女子プロジェクトの仲間になりいろいろな活動をして、農業と女性の活動ということで、県内でも農業団体の女性のグループを作ったり、市内でも作ったりして、その輪を広げています。今農業は離職が多く高年齢の方も多のですが、農業は食べるために大事なことです。辞めたくない、これからもますます活動したいと思っています。私は生産者で色々なものを皆さんに提供する立場であると同時に消費者でもあります。例えば野菜であっても、中国産が悪いという情報が流れると一

時買わなくても、少しすると安いからと言って買うようになったり、また今表示が変わっていく中で、実際に買う人がどのくらい表示のことをわかっているのかも疑問に思います。農作物は農薬が毎年変わっているのが事実ですが、そのことを消費者がどこまでわかっていてどう理解して買っているのか悩むところもあります。今回審議会委員になりまして、消費者としても生産者としてもお互いに勉強していけるような場になればいいと思っています。

(鎌田副会長) 弁護士の消費生活に関連した活動としては、弁護士個人としての活動と弁護士会という団体としての活動がありますが、弁護士個人としては、相談者の方からの相談に乗り、アドバイスをしたり救済活動などがあります。消費者問題に関連して活動していることとして、一つは悪質サイト詐欺の弁護団の団長として活動しています。悪質サイトとはいろいろありますが、サクラサイトなどが流行ってしまっていて、これは、サイトの業者がサクラを使い、登録した人にメールを送り付け、見目麗しい男性だったり女性だったりを装い、直接出会えるような期待を抱かせ、騙すというものです。あるいは大金持ちを装い、あなたにお金をあげるといって逆にだまし取るといった詐欺が横行しています。老若男女みなさんが引っかかり、被害に遭った方の救済活動を行っています。また、もう一つ、投資被害弁護団のメンバーとして、高齢者の方が振り込め詐欺の被害に遭ったりなど、新聞報道でも毎日のようにどこかで誰かがひっかかかっていて大問題になっています。そういったものも含めた投資詐欺の弁護団にも所属しています。最近、新聞報道でもありましたが、消費生活センター、県警、弁護団が連携して、何とか救済できないかということで活動しています。本日の、中間案への意見募集を見ても、特殊詐欺被害を何とかしなくてはというのが、皆さんが感じている所ですので、何とかしたいと考えているところです。弁護士会の活動としては、弁護士会の中に、消費者問題対策委員会があり、委員をしています。例えば消費者教育のために出前授業を実施しております。宮城県、あるいは仙台市と連携し、弁護士を派遣してほしいという依頼があれば、学校やいろいろな団体のところに出前授業をしております。従来は「このような悪質商法があるので気を付けて」という話ばかりをしてきましたが、それだけでは別の商法が出てきたときに対処できないこともありますので、最近では今回の消費生活基本計画の目玉でもある消費者市民社会ということで、より根本的に持続可能な社会の実現、批判的思考を持った市民の育成ということも頭に入れた消費者教育も行っていこうということで、そのような視点から、授業のやり方や内容について研究しています。また、これからの活動ですが、仙台市では消費生活パートナーを養成して消費者行政の方に協力をいただいているようですが、宮城県でも消費生活サポーター制度を始め、市民の方に消費者行政に協力していただくようとしています。その養成講座を弁護士会で担当することになりま

して、1月から養成講座を始めることになっています。私も大崎の方で、養成講座でお話することになっています。そのように弁護士会としても消費者行政に関し活動をしているところでございます。

(渡辺会長) 私の方からは、私が最近体験した具体的な2つのこととお話ししたいと思います。私は民法が専門で、大学にはゼミ(演習)という科目があります。10~20人の少人数の学生が集まって質疑応答型で勉強する機会ですが、今年の4月にゼミの受講生を募集したところ、14~15名の学生が私のゼミに所属することになりました。ゼミではいろいろな連絡をするための、連絡網を作りたいということに毎年なりますが、今はただ単に連絡網というよりも、資料やレジュメを印刷して配るというよりは、添付ファイルで送るという形をとります。方法は学生に任せていますが、一人の学生が、「先生、ラインでいきましょう」と言いました。いやだなと思いましたが、「任せる」と言いました。1~2週間後、どうなったか聞きましたところ、最終的に、一人の学生にみんなが空メールを送り、全員に返信するという方法にし、外には流れないようにしたということでした。ラインにするという話やメーリングリストを作るという話もあったが、話し合った結果、外に情報が漏れるのも嫌だし、このことで時間を使うのではなくて、必要最小限の連絡が取ればいい、みんなにレジュメノ添付ファイルが行って、それぞれ印刷できればいいので、そういうやり方にしたということでした。私は、学生たちも考え自衛しているなど感心しました。もう一件は、私の高齢の母親が他県で一人暮らしをしています。ひと月ほど前、所轄の警察から私に電話が来ました。最近特殊詐欺が非常に増えており注意喚起をしている、最近何か変わったことや怪しいと思ったことがなかったかという内容でした。このようなご時世なので、その電話が本当に警察からなのかどうかと一瞬疑いましたが、表示された番号が間違いなく警察のものでしたし、以前、母が通帳と印鑑の入ったバッグを失くしたと大騒ぎし、警察に届けたことがありました。私も付き添い警察に行き、その時電話番号を渡したのです。警察の方でも個別に注意喚起をしてくれたということがわかり、大変ありがたいと思ったと同時に、特殊詐欺が非常に問題となっているのだということを実感しました。25日の河北新報で、弁護士会と県警と消費生活センターが連携し対策に乗り出したということで、なるほどなという思いをますます強くしました。前者の話は消費者教育の話であると思います。私は何も申し上げなかったのですが、学生はそれなりに考えているし、場合によっては私たちがそれをサポートしていくことで、消費者市民社会に向けた消費者教育を一步ずつ前に進めることができるのではないかと、ということです。後者の話は高齢者に向けては、教育というよりはコラボレーション、さまざまところで協働して見守っていくという話なのだろうと思いました。消費者問題が多様化・複雑化し、一つの対処法だけで済むものではないと思われれます。必要などこ

ろには必要な教育を施す。または自覚を促す。それでも守りきれない人に対しては皆で目を光らせて守っていくことが必要なのではないかということをも具体的に考える機会がありましたのでご紹介させていただきました。

(渡辺会長) せっかく皆様方からさまざまなご意見や知見をいただきましたので、ご質問や補足のご発言がありましたらお願いいたします。  
ごさいませんでしょうか。それでは、今日いただいたお話は今後の審議会ですべて生かしていければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

#### 議題(6)「(仮称)仙台市消費生活基本計画」中間案に対する意見募集の結果について

(渡辺会長) それでは、議題(6)「『(仮称)仙台市消費生活基本計画』中間案に対する意見募集の結果について」に参ります。センターよりご説明願ひます。

(センター) それでは、「資料1『(仮称)仙台市消費生活基本計画』中間案への意見募集の結果について」に基づきご説明いたします。なお、まだ、いただいたご意見の内容について精査中ですので、今後、数値等について変更する可能性がある速報値であることを予めご了承くださいます。市民意見募集につきましては、去る10月8日から11月6日までの約1ヶ月にわたり実施し、個人9人と2つの団体より、84件のご意見を頂戴いたしました。いただいたご意見は、内容により、計画の構成ごとに分類し、表として掲載させていただきました。なお、同様の内容のものはまとめて掲載し、末尾に括弧書きで「同様の意見ほか何件」というように記載しておりますので、通し番号は36番までとなっております。内容につきましては、「第4章 計画推進のための施策 重要課題Ⅱ 消費者市民社会を目指す消費者教育・啓発の推進」に関するものが31件と最も多く、次いで、重要課題Ⅲ 消費者被害の防止及び救済」に関するものが18件となっております、これらの分野への関心の高さがうかがわれました。総じて、基本計画の方向性についてはご理解をいただき、その上でご提案をというものがほとんどであったと、捉えております。いずれのご意見も、私どもとしても共感できるものでございました。今後、本市として実施すべきこと、権限等の制限があるため、国や県などの関係機関との連携により実施すべきこと、そして、計画に書き加えるべきことと、むしろ事業として柔軟に実施していったほうが良いと考えるものなどに精査・分類し、計画最終案の策定と今後の事業運営に反映させていきたいと考えております。また、いただいたご意見に対する本市の考え方を取りまとめ、ホームページ及び市政情報センター等で公表することとなります。なお、その際には、いただいたご意見の中には、制度や事業内容について誤解されているものがございましたので、正しい情報をご説明したうえで、公表する予定でございます。

(渡辺会長) ただいま、説明がありましたが、この件について何かご質問・ご意見はございませんでしょうか。

(加藤委員) 今、とりまとめ中とのことですが、意見募集の結果を受けて、基本計画に生かされたか生かされなかったかは、いつわかるのでしょうか。

(センター) パブリックコメントの結果として公表するときには仙台市の考え方をお示しいたします。例えば、「この部分は計画に加えさせていただく」等の形で公表したいと考えております。

(渡辺会長) ありがとうございます。

#### 議題(7) その他

(渡辺会長) 次に議題(7)のその他ですが、皆様からなにがございませうでしょうか。ないようでしたら、本日の会議を終了し、センターにお返しします。

平成 28年 1月 20日

仙台市消費生活審議会会長

渡辺達徳

会議録署名委員

市川達也